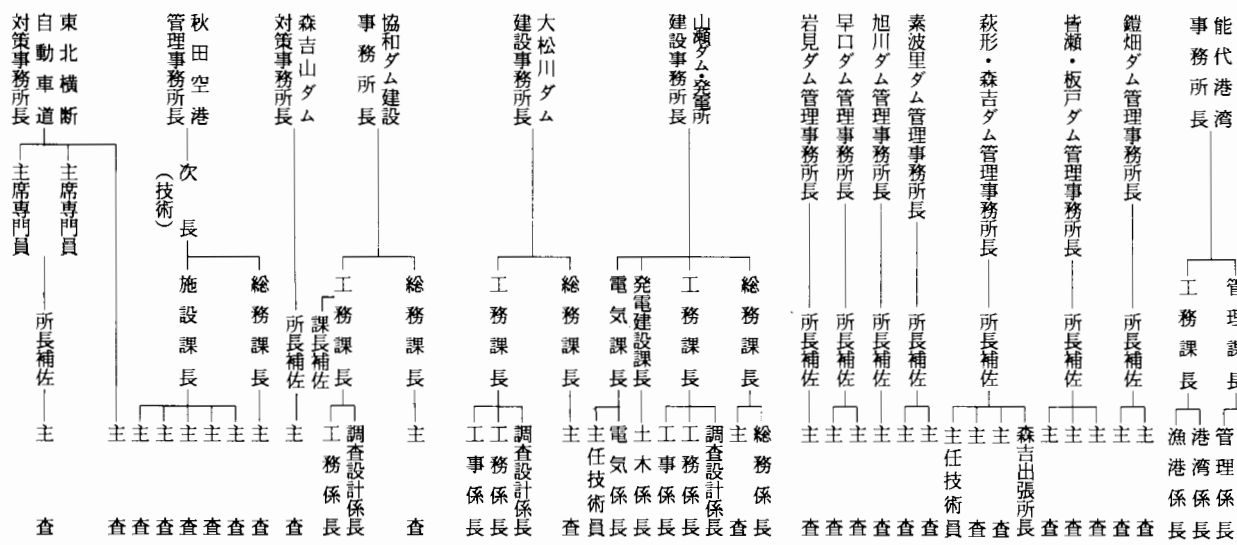
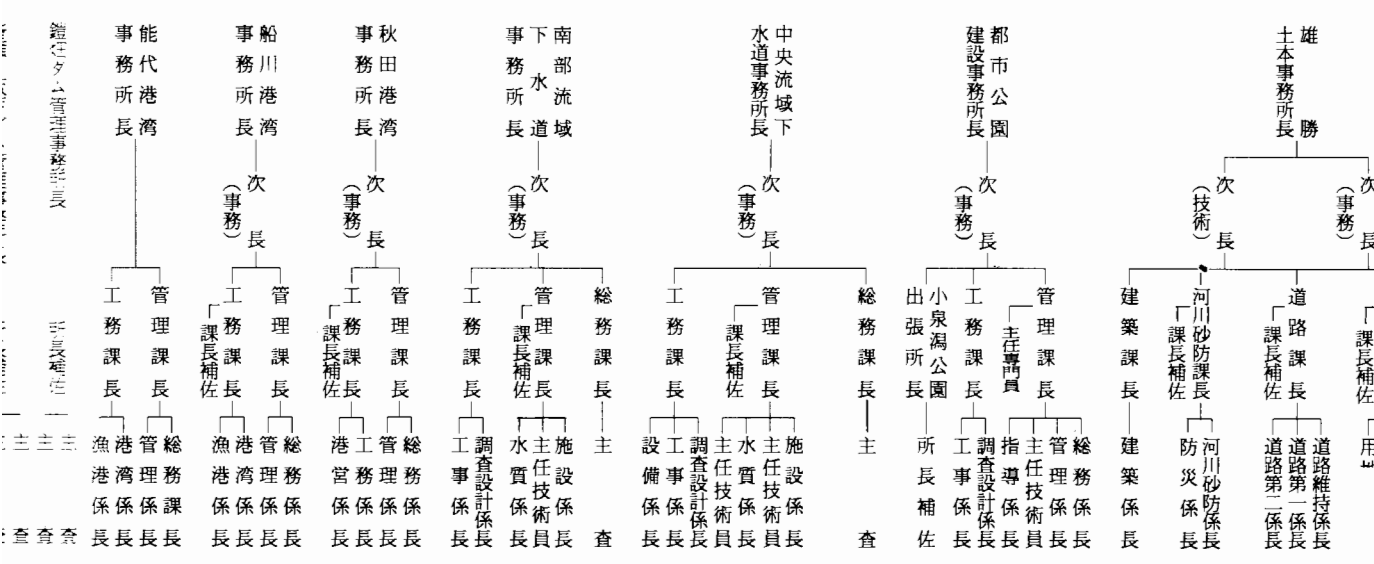
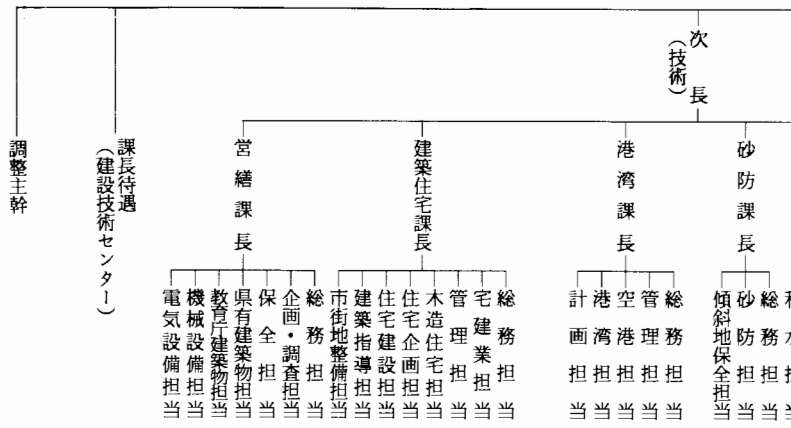
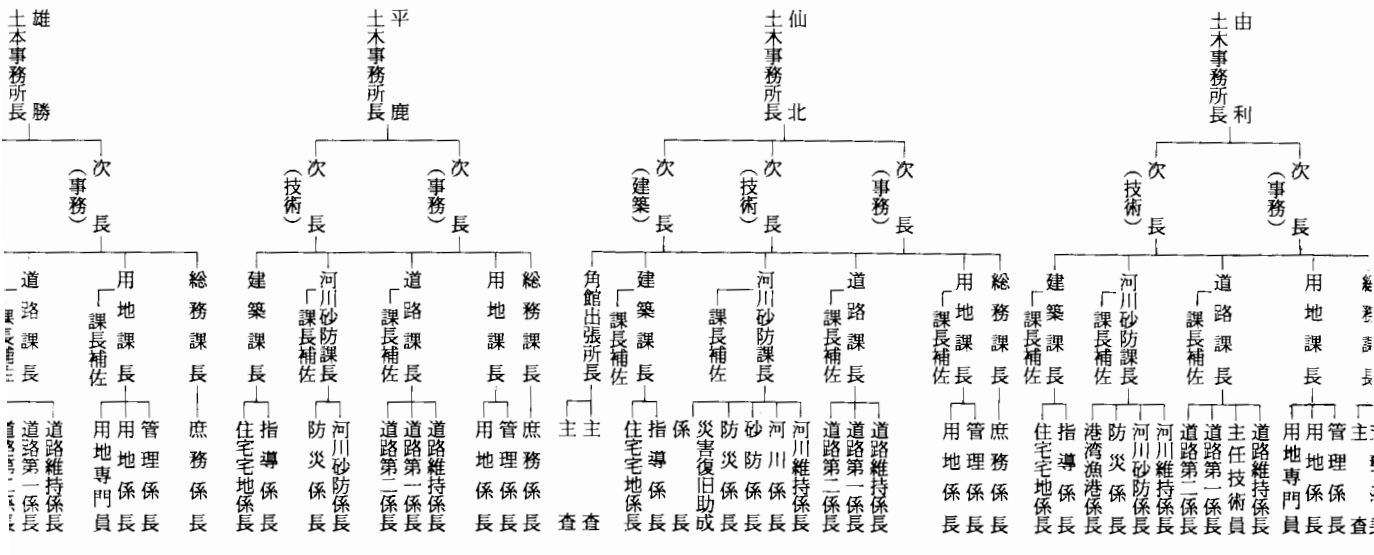
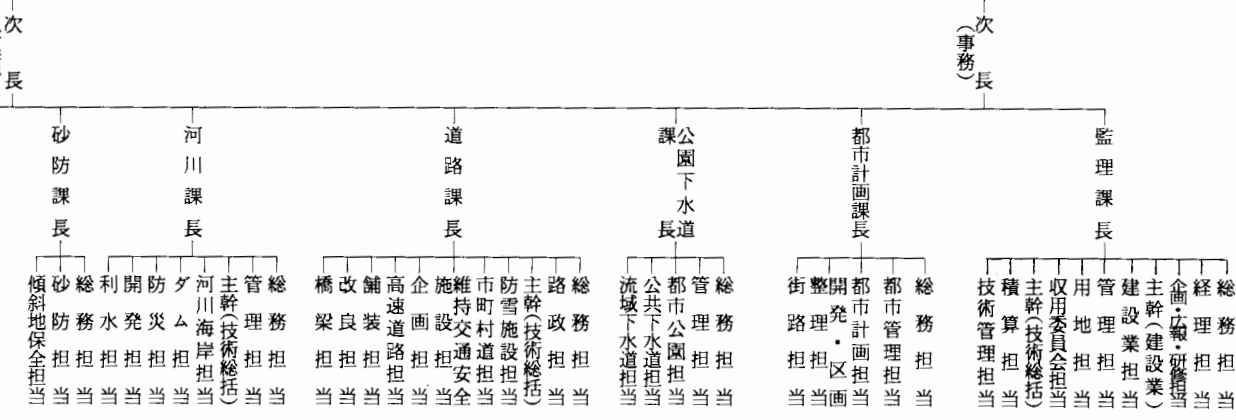


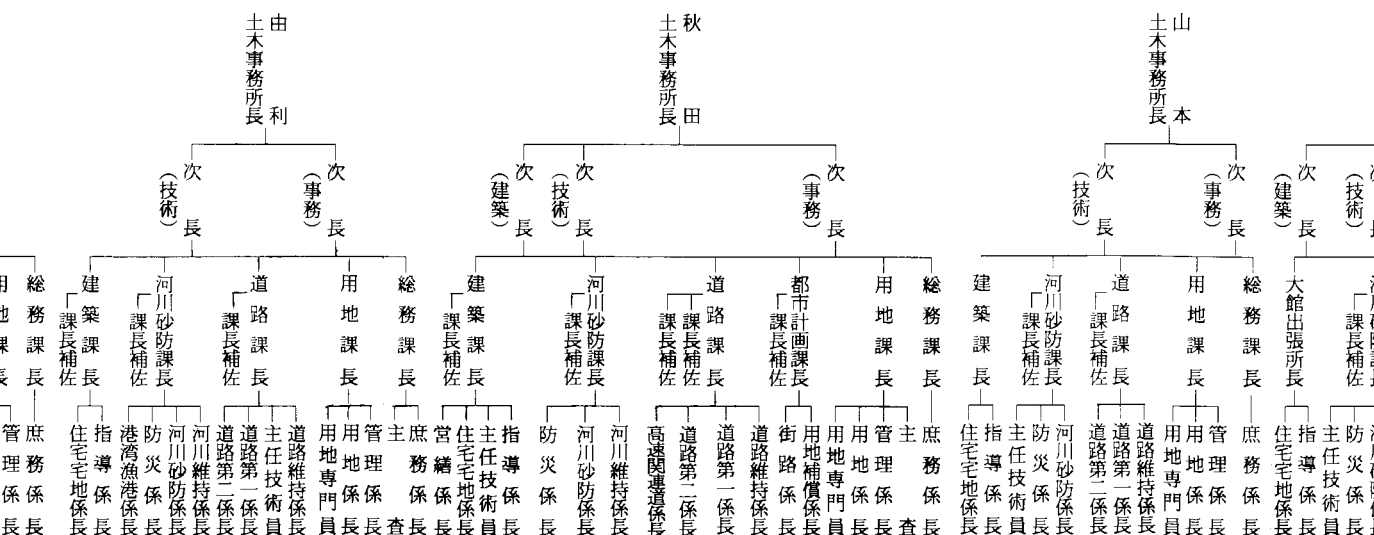
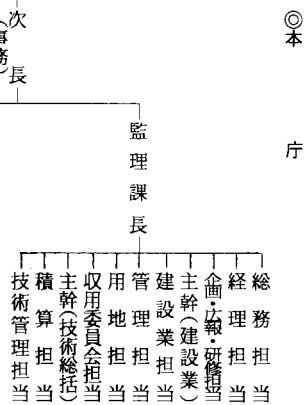
土木部行政組織及び所掌事務等





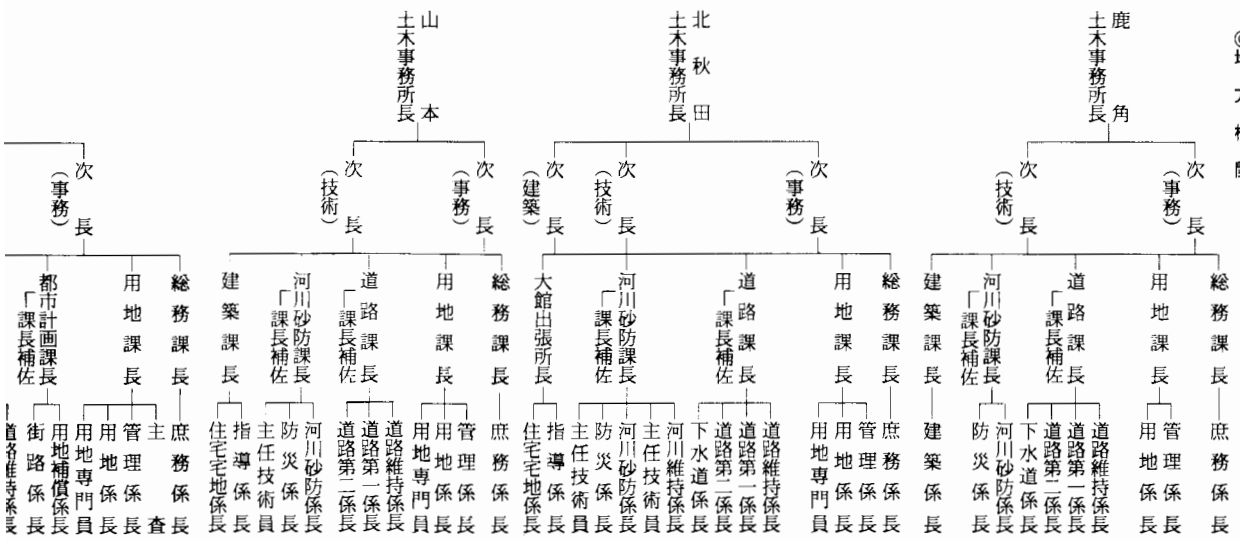
土木部長





# 土木部組織図

◎地方機関



# 土 木 部 職 員 現 員 調

2. 5. 1 現在

課 所 名	事務吏員	技 術 吏 員				現 業					合 計	左 の う ち 定 数 外					備 考 (別 枠)
		土 木	建 築	海・電 化・機	小 計	(運 転)	(機 械)	(道 路 整 備)	(船 舶・給 水)	小 計		派 遣	専 従	休 職	補 助 員	計	
監 理 課	32	17			17	2				2	51	8			8		
都 市 計 画 課	7	11	1		12	1				1	20						
公 園 下 水 道 課	5	13		2	15						20			1	1	秋田市 1	
道 路 課	9	28			28	1				1	38	1			1		
河 川 課	8	18			18	1				1	27						
砂 防 課	4	8			8						12						
港 湾 課	8	10			10						18						
建 築 住 宅 課	8		18		18	1				1	27	3			3		
営 繕 課	2		16	8	24						26						
小 計	83	105	35	10	150	6				6	239	12		1	13		
鹿 角 土 木 事 務 所	14	24	3		27	20		2		22	63						
北 秋 田 土 木 事 務 所	17	38	6		44	26		3		29	90						
山 本 土 木 事 務 所	15	26	6		32	18		2		20	67						
秋 田 土 木 事 務 所	25	45	9	3	57	26		3		29	111					秋田市 1	
由 利 土 木 事 務 所	16	38	6		44	21		2		23	83						
仙 北 土 木 事 務 所	18	43	7		50	34		1		35	103						
平 鹿 土 木 事 務 所	15	20	6		26	18				18	59						
雄 勝 土 木 事 務 所	15	27	3		30	14		1		15	60						
小 計	135	261	46	3	310	177		14		191	636						
都 市 公 園 建 設 事 務 所	8	10		2	12	2				2	22						
中 央 流 域 下 水 道 事 務 所	4	9		12	21	3				3	28						
南 部 流 域 下 水 道 事 務 所	3	8		8	16	3				3	22						
秋 田 港 湾 事 務 所	9	6		5	11	3				3	23						
船 川 港 湾 事 務 所	6	10			10	2				2	18						
能 代 港 湾 事 務 所	5	9			9	2				2	16						
鎧 畑 ダム 管 理 事 務 所		3			3	2				2	5						
皆 瀬 ・ 板 戸 ダム 管 理 事 務 所		4			4	2				2	6						
萩 形 ・ 森 吉 ダム 管 理 事 務 所		5			5	3				3	8						
素 波 里 ダム 管 理 事 務 所		3			3	2				2	5						
旭 川 ダム 管 理 事 務 所		2			2	1				1	3						
早 口 ダム 管 理 事 務 所		4			4	2				2	6						
岩 見 ダム 管 理 事 務 所		3			3	2				2	5						
山 瀬 ダム ・ 発 電 所 建 設 事 務 所	3	9			9	3				3	15						
大 松 川 ダム 建 設 事 務 所	4	10			10	3				3	17						
協 和 ダム 建 設 事 務 所	3	8			8	2				2	13						
秋 田 空 港 管 理 事 務 所	5	6		4	10	1				1	16						
東 北 横 断 自 動 車 道 対 策 事 務 所	9					2				2	11						
森 吉 山 ダム 対 策 事 務 所	4					1				1	5						
小 計	63	109		31	140	41				41	244						
地 方 計	198	370	46	34	450	218		14		232	880						
合 計	281	475	81	44	600	224		14		238	1,119	12		1	13		

(注) 海：海事、電：電気、化：化学、機：機械である。

# 所 掌 事 務

(秋田県行政組織規則)

## ◎ 監 理 課

1. 部内における人事の連絡調整に関する事。
2. 部内における予算及び決算の総括に関する事。
3. 部内における許認可事務の総括に関する事。
4. 建設業に関する事。
5. 建設機械抵当に関する事。
6. 建設統計に関する事。
7. 建設工事請負業者の格付及び指名に関する事。
8. 土木事業の施行に伴う土地等の買収及び補償の指導に関する事。
9. 土木事業の施行に伴う土地等の登記及びその指導に関する事。
10. 公共用地の取得に伴う損失補償の基準に関する事。
11. 建設省所管の国有財産の管理及び処分に関する事。(他の所管に属するものを除く。)
12. 基本測量の実施等の公示及び測量業者登録簿等の閲覧に関する事。
13. 土地収用に関する事。
14. 収用委員会に関する事。
15. 不動産の買収に係る不服申立て及び訴訟に関する事。
16. 秋田県土地開発公社に関する事。
17. 部内事業の設計積算及び技術管理に関する事。
18. 県総合発展計画等部内の主要施策の企画及び調整その他部内各課間の施策の調整、他部との事業執行上の調整並びに部の広報、公聴等に関する事務の処理に関する事。
19. 土木事務所に関する事。
20. 都市公園建設事務所に関する事。
21. 流域下水道事務所に関する事。
22. 港湾事務所に関する事。
23. ダム管理事務所に関する事。
24. 山瀬ダム・発電所建設事務所に関する事。
25. 大松川ダム建設事務所に関する事。
26. 協和ダム建設事務所に関する事。
27. 森吉山ダム対策事務所に関する事。
28. 秋田空港管理事務所に関する事。
29. 東北横断自動車道対策事務所に関する事。
30. 部内各課の連絡調整に関する事。



## ● 都市計画課

1. 都市計画に関する事。
2. 都市計画区域に関する事。
3. 都市計画制限に関する事。
4. 都市計画事業に関する事。
5. 屋外広告物に関する事。
6. 土地区画整理事業に関する事。
7. 駐車場に関する事。

## ● 公園下水道課

1. 都市公園事業に関する事。
2. 下水道整備事業に関する事。
3. 県立都市公園の設置及び管理に関する事。
4. 流域下水道の設置及び管理に関する事。
5. 前各号に掲げるもののほか、都市の緑化に関する事。

## ● 道 路 課

1. 道路に関する調査、企画及び調整に関する事。
2. 道路の新設及び改築に関する事。
3. 道路の維持、修繕その他の管理に関する事。
4. 路線の認定、廃止及び変更に関する事。
5. 道路の区域の決定及び変更に関する事。
6. 道路の占用の許可に関する事。
7. 道路災害復旧事業の施行に関する事。
8. 東北縦貫自動車道、東北横断自動車道その他の幹線道路の整備に関する事。
9. 軌道及び索道に関する事。
10. 車両制限に関する事。
11. 市町村等の行う道路事業の指導及び監督に関する事。
12. 前各号に掲げるもののほか、道路に関する事。

## ● 河 川 課

1. 河川及び海岸に関する調査、企画及び調整に関する事。
2. 河川の管理に関する事。
3. 河川の使用及び河川に関する規制に関する事。
4. 河川、河川区域等の指定に関する事。
5. 河川工事等の施行に関する事。

6. 公有水面の埋立てに関する事。 (他の所管に属するものを除く。)
7. 土木施設災害復旧事業の総括及び河川災害復旧事業の施行に関する事。 (他の所管に属するものを除く。)
8. 海岸保全区域の指定及び管理に関する事。 (他の所管に属するものを除く。)
9. 市町村等の行う河川事業の指導及び監督に関する事。
10. 市町村災害復旧事業の指導及び監督に関する事。
11. 水防管理団体に関する事。
12. 水防計画に関する事。
13. 洪水予報、水防警報その他水防活動に関する事。
14. 河川総合開発事業に関する事。
15. 砂利採取に関する事。
16. 前各号に掲げるもののほか、河川及び海岸に関する事。

### ● 砂 防 課

1. 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定等に関する事。 (他の所管に属するものを除く。)
2. 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事。 (地の所管に属するものを除く。)
3. 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害復旧事業の施行に関する事。
4. 市町村等の行う砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊防止事業の指導及び監督に関する事。 (他の所管に属するものを除く。)
5. 前各号に掲げるもののほか、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止に関する事。

### ● 港 湾 課

1. 港湾及び航路の管理に関する事。 (他の所管に属するものを除く。)
2. 港湾の災害復旧事業の施行に関する事。
3. 港湾区域内における公有水面の埋立に関する事。
4. 市町村等の行う港湾事業の指導及び監督に関する事。
5. 前各号に掲げるもののほか、港湾に関する事。
6. 秋田空港の管理に関する事。
7. 能代港エネルギー基地に関する事。

### ● 建築住宅課

1. 建築基準に関する事。
2. 建築士に関する事。
3. 公営住宅に関する事。

4. 羅災都市借地借家の臨時処理に関する事。
5. 住宅に対する金融に関する事。
6. 宅地建物取引業に関する事。
7. 市街地再開発に関する事。
8. 住宅地区改良に関する事。
9. 住宅供給公社に関する事。
10. 前各号に掲げるもののほか、建築及び住宅に関する事。
11. 営繕課の予算及び決算の総括に関する事。

● 営 繕 課

1. 県有建築物の営繕に関する事。(他の所管に属するものを除く。)
2. 県有建築物の調査及び評価に関する事。

● 秋田土木事務所

○ 組 織

総務課、用地課、都市計画課、道路課、河川砂防課、建築課

○ 所掌事務

総 務 課

1. 公印の管守に関する事。
2. 人事、給与、文書及び財務に関する事。
3. 建設業に関する事。
4. 各課の連絡調整に関する事。
5. 他の課の所管に属しない事務に関する事。

用 地 課

1. 道路、河川、砂防等の公共用財産の管理に関する事。
2. 公共用地の取得、物件移転、補償及び登記に関する事。(都市計画街路事業に係るものを除く。)
3. 屋外広告物の規制に関する事。
4. 都市計画制限に関する事。

都市計画課

1. 都市計画及び都市計画事業に関する事。
2. 都市計画街路事業に係る公共用地の取得、物件移転、補償及び登記に関する事。

道 路 課

1. 一般国道(国直轄指定区間を除く。)及び県道に関する事。
2. 市町村が行う道路工事の指導に関する事。
3. 前2号に掲げるもののほか、道路工事に関する事。

#### 河川砂防課

1. 河川（国直轄管理区間及び準用河川を除く。）に関する事。
2. 市町村が行う河川工事の指導に関する事。
3. 砂防に関する事。
4. 地すべり防止に関する事。（他の所管に関するものを除く。）
5. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事。
6. 海岸の工事に関する事。

#### 建築課

1. 建築基準に関する事。
2. 建築士に関する事。
3. 公営住宅に関する事。
4. 住宅金融公庫の受託業務に関する事。
5. 宅地建物取引業に関する事。
6. 県有建築物の営繕に関する事。（他の所管に属するものを除く。）
7. 前各号に掲げるもののほか、建築に関する事。

#### ● 鹿角土木事務所

##### ○ 組織

総務課、用地課、道路課、河川砂防課、建築課

##### ○ 所掌事務

秋田土木事務所に掲げるもの（道路課の4に「都市計画及び都市計画事業に関する事。」道路課の5に「米代川流域下水道鹿角処理区及び十和田湖特定環境保全公共下水道の建設に関する事。」を加え、河川砂防課の6を除く。）のほか、次の事務とする。

##### 総務課

1. 県営一般失業対策事業の庶務に関する事。

#### ● 北秋田土木事務所

##### ○ 組織

総務課、用地課、道路課、河川砂防課、大館出張所

##### ○ 所掌事務

秋田土木事務所に掲げるもの（道路課の4に「都市計画及び都市計画事業に関する事。」道路課の5に「米代川流域下水道大館処理区の建設に関する事及び都市公園の建設に関する事。」を加え、河川砂防課の6を除く）ほか、次の事務とする。

##### 総務課

1. 県営一般失業対策事業の庶務に関する事。

大館出張所

1. 秋田土木事務所の建築課に掲げる事務。

● 山本土木事務所

- 組 織

総務課、用地課、道路課、河川砂防課、建築課

- 所掌事務

秋田土木事務所に掲げるもの（道路課の4に「都市計画及び都市計画事業に関すること。」を加える。）のほか、次の事務とする。

● 由利土木事務所

- 組 織

総務課、用地課、道路課、河川砂防課、建築課

- 所掌事務

秋田土木事務所に掲げるもの（道路課の4に「都市計画及び都市計画事業に関すること。」を加える。）のほか、次の事務とする。

河川砂防課

1. 港湾、漁港及び沿岸漁場の整備の工事に関すること。

● 仙北土木事務所

- 組 織

総務課、用地課、道路課、河川砂防課、建築課、角館出張所

- 所掌事務

秋田土木事務所に掲げる事務（道路課の4に「都市計画及び都市計画事業に関すること。」を加え、河川砂防課の6を除く。）のほか、次の事務とする。

角館出張所

1. 秋田土木事務所の道路課に掲げる事務

● 平鹿土木事務所

- 組 織

総務課、用地課、道路課、河川砂防課、建築課

- 所掌事務

秋田土木事務所に掲げるもの（道路課の4に「都市計画及び都市計画事業に関すること。」を加え、河川砂防課の6を除く。）。

● 雄勝土木事務所

○ 組 織

総務課、用地課、道路課、河川砂防課、建築課

○ 所掌事務

秋田土木事務所に掲げるもの（道路課の4に「都市計画及び都市計画事業に関すること。」を加え、河川砂防課の6を除く。）のほか、次の事務とする。

総 務 課

1. 県営一般失業対策事業の庶務に関すること。

● 都市公園建設事務所

○ 組 織

管理課、工務課、小泉瀉公園出張所

○ 所掌事務

都市公園の建設及び施設の管理に関すること。

● 流域下水道事務所

○ 組 織

総務課、管理課、工務課

○ 所掌事務

流域下水道の建設及び管理に関すること。

● 秋田港湾事務所

○ 組 織

管理課、工務課

○ 所掌事務

1. 港湾の管理に関すること。
2. 港湾の新設改良に関すること。
3. ひき船、荷役機械等の管理に関すること。
4. 港湾に係る公共用地の取得、登記及び補償に関すること。

● 船川港湾事務所

○ 組 織

管理課、工務課

○ 所掌事務

秋田港湾事務所に掲げるもののほか、次の事務とする。

1. 漁港及び沿岸漁場整備の工事に関すること。

● 能代港湾事務所

- 組 織

管理課、工務課

- 所掌事務

秋田港湾事務所に掲げる事務（3を除く。）のほか、次の事務とする。

1. 漁港及び沿岸漁場整備及びエネルギー基地建設に関すること。

● ダム管理事務所

ダム維持管理に関すること。（萩形・森吉ダム管理事務所には森吉出張所を置く。）

● 山瀬ダム・発電所建設事務所

- 組 織

総務課、工務課、発電建設課、電気課

- 所掌事務

ダム及び発電所の建設に関すること。

● ダム建設事務所

- 組 織

総務課、工務課

- 所掌事務

ダム建設に関すること。

● 森吉山ダム対策事務所

森吉山ダムの建設に伴う代替用地の取得及び造成並びに生活再建計画に関すること。

● 空港管理事務所

- 組 織

総務課、施設課

- 所掌事務

空港の管理に関すること。

● 東北横断自動車道対策事務所

東北横断自動車道及びこれに関連する用地の取得、物件移転補償及び登記に関すること。

## 地方機関の長に関する専決規程（抜すい）

### ○ 地方機関における一般的事務に関する決裁区分

#### 所長専決事項

1. 所掌事務に係る照会、回答、通知、依頼、協議等に関すること。
2. 所掌事務に係る申請、届出、報告、進達、副申等に関すること。
3. 所掌事務に係る決定、認定、承認等に関すること。
4. 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に関すること。
5. 所掌事務に係る講習会、講演会、説明会等の開催に関すること。
6. 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関すること。
7. 所掌事務に係る事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。
8. 職員の出張及び復命に関すること。
9. 職員の休暇及び職務免除に関すること。
10. 職員の時間外勤務、休日勤務及び特殊勤務の命令に関すること。
11. 職員の欠勤に関すること。
12. 職員の配置及び事務分担に関すること。
13. 職員の事務引継に関すること。
14. 扶養親族の認定並びに住居手当及び通勤手当の支給の確認、決定等に関すること。
15. 臨時的任用職員の任免に関すること。
16. 所掌事務に係る前各号に類する事項。



## 委員会及び附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委 員
秋 田 県 収 用 委 員 会	土地収用法に基づく次の 事務 1. 法47条及び47条の2 裁決 2. 法50条の和解勧告 3. 法116条の協議の確 認	会 長 豊口 祐一（弁護士） 会長代理 廣嶋 清則（弁護士） 委 員 小西 省吾（秋田県農業協同組合中央会専務理事） " 野村 桂二 " 堀川 孝夫（㈱秋田銀行専務取締役） " 藤沢 宏（秋田商工会議所専務理事） " 橋元 春男（秋田経済法科大学法学部長） 予備委員 渡部 聡（弁護士） " 荻田 忠（秋田空港ターミナルビル株式会社常勤監査役）
秋田県建設工事 紛 争 審 査 会	建設工事の請負契約に関 する紛争についてあっせ ん、調停及び仲裁を行う。 (建設業法第25条)	会 長 柴田 久雄（弁護士） 委 員 加藤 堯（弁護士） " 中村 豪（秋田県建築士会会長） " 徳田 弘（秋田大学鉱山学部教授） " 田中 伸一（弁護士） " 麻生 卓司（秋田県建設業協会専務理事） " 高杉 五郎（秋田県建築住宅センター常務理事） " 大山 敏夫 " 播磨 弘行（東日本建設業保証㈱秋田営業所長） " 杉山 俊宏（秋田県土木部長）
秋 田 県 建 築 審 査 会	建築基準法に基づく既存 建物の指定、建築制限等 の同意、その他行政不服 審査請求の裁決を行う。	会 長 中村 豪（秋田県建築士会会長） 委 員 堀川 孝夫（㈱秋田銀行専務取締役） " 加藤 堯（弁護士） " 奈良 洋（秋田魁新報社総務局長） " 井上 義朗（㈱秋田県総合保健事業センター事業部長） " 斎藤規矩雄（建築設計事務所長） " 徳田 弘（秋田大学教授）
秋田県建築士 審 査 会	・建築士法第28条 二級建築士及び木造建築 士に関する事務及び法に 基づく権限に属させられ た事項の処理を行う。 ・同法第10条第3項 二級建築士又は木造建築 士の業務停止、免許取消 しについての同意を行う。	会 長 山本 悦郎（建築設計事務所長） 委 員 中村 豪（秋田県建築士会会長） " 築田 正文（建築設計事務所長） " 斎藤規矩雄（建築設計事務所長） " 渡辺 佐文（建築設計事務所長） " 長谷川駒造（建設業） " 鈴木 玲子（建築設計事務所）

名 称	担 任 す る 事 務	委 員
秋田県都市計画 地方審議会	1. 都市計画区域指定の 意見答申 2. 建設大臣、知事の定 める都市計画の議決 3. 市町村の都市計画を 知事が承認する場合の 議決 4. 都市計画に関する事 項について、関係行政 機関への建議	〔学識経験者〕 会 長 伊藤 彦造（弁護士） 委 員 佐々木誠一郎（西目町長） “ 井上 了介（㈱秋田銀行取締役頭取） “ 中村 豪（秋田県建築士会会長） “ 田中 昌（秋田県農業会議会長） “ 藤沢 宏（秋田商工会議所専務理事） “ 滝澤 行雄（秋田大学医学部教授） 〔関係行政機関職員〕 委 員 豊島 司（東北財務局秋田財務事務所長） “ 黒木 敏郎（東北農政局長） “ 寺西大三郎（仙台通商産業局長） “ 森本 裕士（東北地方建設局長） “ 本多 辰巳（新潟運輸局長） “ 池田竹二郎（秋田県副知事） “ 深山 健男（秋田県警察本部長） 〔市町村長代表者〕 委 員 畠山健治郎（大館市長） 委 員 出川 禮一（鷹巣町長） 〔県議会議員〕 委 員 津谷 永光（秋田県議会議員） “ 安杖 正義（ “ ） “ 高橋 正一（ “ ） “ 鈴木 栄治（ “ ） “ 石井 正志（ “ ） 〔市町村議会議長代表者〕 委 員 山本幸右衛門（秋田県市議会議長会会長） “ 高橋 広治（秋田県町村議会議長会会長） 〔臨時委員〕 臨時委員 栢原 英郎（第一港湾建設局長） “ 長岡 弘（東日本旅客鉄道㈱秋田支店長）

名 称	担 任 す る 事 務	委 員
秋 田 県 開 発 審 査 会	1. 開発許可処分等の審査請求に対する裁決 2. 市街化調整区域内の開発行為を許可する場合の議決	法 律 伊藤 彦造（弁護士） 経 済 大泉 克彦（第一勧業銀行秋田支店長） 田中 昌（秋田県農業会議会長） 都市計画 佐々木誠一郎（西目町長） 建 築 中村 豪（秋田県建築士会会長） 公衆衛生 野村 桂二 行 政 豊島 司（東北財務局秋田財務事務所長）
秋 田 県 屋 外 広 告 物 審 議 会	広告物の許可、禁止区域の指定又は変更及び許可基準設定等の知事諮問に対する答申	[学識経験者] 委 員 佐々木良三（秋田大学助教授） " 小番 宜一（本荘市長） " 楢岡 貞龍（秋田県議会議員） " 東海林正隆（ " ） " 成田 純次（ " ） " 藤沢 宏（秋田商工会議所専務理事） " 佐渡谷栄悦（秋田県旅館環境衛生同業組合理事長） [広告業者] 委 員 丸谷 泰博（秋田県屋外広告美術協同組合理事長） [興行場営業者] 委 員 山口 真範（秋田県興行環境衛生同業組合理事長） [県及び関係行政機関職員] 委 員 成田 哲朗（秋田県総務部長） " 増田 達夫（秋田県商工労働部長） " 柳田 弘（秋田県生活環境部長） " 杉山 俊宏（秋田県土木部長） " 深山 健男（秋田県警察本部長）

名 称	担 任 す る 事 務	委 員
秋田県地方港湾 審 議 会	重要港湾及び地方港湾に 関する重要事項の調査審 議	<p style="text-align: center;">〔学識経験者〕</p> 委 員 長尾 義三（日本大学教授） “ 浅田 宏（元秋田大学教授） “ 辻 兵吉（秋田商工会議所会頭） “ 松橋 藤吉（元秋田県副知事） “ 佐々木誠一郎（西目町長） <p style="text-align: center;">〔港湾関係者〕</p> 委 員 青木 剛（日本通運株式会社秋田支店長） “ 山口 新人（秋田県漁業協同組合連合会会長） “ 緑川大二郎（秋田県外材荷受協同組合理事長） “ 永谷 茂（秋田船川水先区水先人会会長） “ 中川 重光（秋田海陸運送株式会社社長） “ 長岡 弘（東日本旅客鉄道株式会社秋田支店長） <p style="text-align: center;">〔関係行政機関〕</p> 委 員 森本 裕士（建設省東北地方建設局長） “ 本多 辰巳（運輸省新潟運輸局長） “ 山田 章夫（運輸省第二管区海上保安本部秋田海上保安部長） “ 栢原 英郎（運輸省第一港湾建設局長） “ 山田 一夫（大蔵省函館税関長） <p style="text-align: center;">〔港湾関係市〕</p> 臨時委員 石川錬治郎（秋田市市長） “ 宮腰 洋逸（能代市長） “ 菅原 慶吉（男鹿市長） “ 小番 宜一（本荘市長） <p style="text-align: center;">〔 県 議 会 〕</p> 委 員 鈴木 伝八（建設委員長） <p style="text-align: center;">〔 県 〕</p> 委 員 杉山 俊宏（秋田県土木部長） <p style="text-align: center;">幹 事</p> 宝住 弘（運輸省第一港湾建設局秋田港工事事務所長） “ 浅野 昭二（運輸省新潟運輸局秋田海運支局長） “ 梅津 康二（大蔵省函館税関秋田税関支署長） “ 矢口謙治郎（秋田県港湾課長）